

公立大学法人前橋工科大学における市内出身者の授業料の特例に関する
取扱細則

平成30年7月31日制定

公立大学法人前橋工科大学細則10号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人前橋工科大学授業料等の免除等に関する規程（平成25年規程第86号。以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、前橋市に住所を有する者等で学業成績及び人物が共に優秀であるものとして授業料を減額するもの（以下「特待生」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(特待生)

第2条 特待生は、公立大学法人前橋工科大学授業料等徴収規程（平成25年規程第85号）別表第1入学料の欄のうち前橋市民の金額の適用を受けて入学した学部生とする。

2 特待生として学業成績が優秀であると認める基準は、次の表のとおりとする。

区 分	基 準
1年次	大学入試センター試験における次の科目の各得点（得点調整が行われた場合は、得点調整後の得点）が、全て全国平均点以上であること。 「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、「英語」、「リスニング」及び『「物理」、「化学」、「生物」』のうち最も得点が高いものを1科目
2年次から 4年次まで	前年時に特待生で、同年時の学業成績（成績評価係数順位）が所属学科の年次在学生数×10%（小数点以下切捨）以内の席次

3 特待生として人物が優秀であると認める基準は、平常の学業等の態度が優秀であると認められるものとする。

(授業料の減額の手続)

第3条 特待生として授業料の減額を受けようとする者は、授業料減免等申請書を理事長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、大学入試センター試験を課されていない者は、大学入試センター試験成績通知表を添付しなければならない。

2 理事長は、特待生として授業料の減額を決定した場合は、前橋市出身入学者特待生決定通知書により通知するものとする。

3 1年次の後期授業期間から4年次の後期授業期間までの授業料の減額に係る申請については、これを要しない。

(書類の様式)

第4条 前橋市出身入学者特待生決定通知書の様式は、別に定める。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、特待生に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。